

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会招集及び議案取扱規則

平成19年7月18日

規則第23号

(招集時期)

- 第1条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）の定例会は、毎年2月及び11月に招集する。ただし、特に必要がある場合においては、繰り上げ、又は繰り下げて招集することができる。
- 2 前項ただし書の規定により、招集時期を変更するときは、広域連合長は、その旨を告示するとともに、これを議長に通知するものとする。

(招集手続)

- 第2条 議会を招集するときは、招集の日時及び場所を鹿児島県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年条例第2号）の定めるところにより告示する。ただし、臨時会にあつては、その付議すべき事件を併せて告示する。
- 2 前項の規定により議会の招集の告示をしたときは、広域連合長は、その旨を議長に通知するものとする。

(議案の取扱い)

- 第3条 広域連合長は、前条第2項の通知とともに付議すべき議案を、議長に送付するものとする。ただし、やむを得ない事情があるとき、又は付議事件を追加する必要を生じたときは、この限りでない。

(議長及び副議長が共にない場合の適用)

- 第4条 議長及び副議長が共にない場合には、前3条中「議長」とあるのは「議会事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。